

午前十時開議

○桜井純子委員長 ただいまから文教常任委員会を開会いたします。

○桜井純子委員長 本日は、報告事項の聴取等を行います。

まず議題に入る前に、四月一日付で理事者の人事異動がございましたので、お手元の令和八年度管理職一覧を御確認お願いいたします。なお、担当書記も変更となりました。御承知おきください。

それでは、1 報告事項の聴取に入ります。

まず、㊦令和八年第一回区議会臨時会提出予定案件について、報告①及び②の議会の委任による専決処分の報告（学校給食用物資の購入代金の支払遅延に係る損害賠償額の決定）について、二件一括して理事者の説明をお願いします。

○近藤学校健康推進課長 では、私からは、議会の委任による専決処分の報告（学校給食用物資の購入代金の支払遅延に係る損害賠償額の決定）について御報告いたします。

まず、1 主旨でございます。令和八年二月二十四日開催の文教常任委員会におきまして、区立学校における会計事故の発生について御報告させていただいた中の学校健康推進課予算分の事案でございまして、このたび、相手方からの遅延損害金の請求により、地方自治法第八十条の規定に基づき専決処分を行いましたので、第一回区議会臨時会に専決処分の報告をするに当たり、あらかじめ本委員会にて御報告するものでございます。

次に、2 事故の概要ですが、区立学校において購入した学校給食用物資の代金支払いに当たり、当該校の事務職員が請求日を実際の日付とは異なる日付に改ざんした上で処理していたため、相手方に正しい請求日を確認し、当該日付に基づき再計算したところ、支払い遅延により遅延損害金が発生していることが判明したものでございます。相手方は、①、②に記載の二社でございます。

次に、3 相手方への損害賠償額及び4 専決処分日は、それぞれ記載のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井純子委員長 ㊦国登録有形文化財（建造物）の登録について、理事者の説明をお願いします。

○平原生涯学習課長 それでは、国登録有形文化財（建造物）の登録について御報告いたします。

1の主旨を御参照ください。三月二十六日に開催された国の文化審議会文化財分科会におきまして、深沢八丁目にごございます小堀家住宅主屋について、国の文化財登録原簿に登録するよう答申がありましたので、御報告するものです。今後、官報告示をもって正式に登録となります。今回の登録により、区内において文化財登録原簿に登録されている建造物は合計で二十八件となります。

2登録される建造物の概要につきましては、記載のとおりでございます。本件建造物は、大正十三年、日本画家でありました小堀鞆音の自邸兼アトリエとして、当時の新町住宅地内に建築されました。構造は木造二階建て、建築面積は百二十八平米でございます。屋根は反りのある入母屋造の銅板葺で、社寺建築を思わせる形状でございます。間取りは大正、昭和初期の和洋折衷住宅に多く見られる中廊下型の特徴を持っております。現在も個人住宅としてお住まいのため、住所や位置の詳細につきましては省かせていただいております。

御報告は以上でございます。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井純子委員長 ㊦世田谷区立図書館の指定管理者候補者の選定について、理事者の説明をお願いします。

○野上中央図書館長 それでは、世田谷区立図書館の指定管理者候補者の選定について御説明いたします。

1の主旨でございます。本件は、令和七年度に策定しました区立図書館の運営の在り方に関する方針（管理運営方針）を踏まえまして、記載の五つの図書館に係る令和九年四月からの指定管理者候補者の選定について御報告するものでございます。

2の表を御覧ください。こちらは今回、選定対象となる施設を地域ごとにお示ししております。令和九年三月をもって現在の指定管理期間が満了となる経堂、下馬、烏山図書館の三館とともに、現在は直営で運営しております尾山台、鎌田図書館を新たに加えた計五

館が選定の対象となります。なお、北沢地域にある梅丘図書館につきましては、本年二月に指定管理者の運営によりリニューアルオープンしたところで、公募のサイクルが異なることから、今回の選定の対象とはなっておりません。

3の指定期間は、いずれも記載の五年間となります。

4の選定体制の㉔選定委員会の設置につきましては、こちらは要綱に基づき委員会を設置したところで、三月の下旬に第一回目の開催をしたところです。

二ページ目に移りまして、㉕の選定委員会の所掌事項は記載のとおりでございますが、委員の構成については別紙一でお示しをしております。

次に、5が現在、指定管理で運営している三館の状況になります。㉖、㉗については記載のとおりでございます。㉘が昨年度実施した選定委員会の評価になりますが、三館いずれも基本的事項においておおむね良好な運営がなされているとともに、立地や地域特性を踏まえながら、民間事業者のノウハウを生かした取組が行われている点が評価されております。詳細につきましては、五ページ以降の別紙二に各館ごとの評価をおつけしておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

続きまして、6の指定管理者制度導入の理由になります。管理運営方針では、先ほどの選定委員会の高い評価結果なども踏まえまして、指定管理館を五地域に配置し、民間事業者の先進的、かつ専門的なサービスを広域的に展開するとともに、直営館と指定管理館が相互に連携、補完する協働体制を構築することで図書館サービス全体の底上げを図ることとしております。この方針に基づきまして、現在、指定管理者により運営している経堂、下馬、烏山の三館につきましては指定管理者制度を継続いたします。一方、現在、指定管理館の存在しない玉川地域、砧地域につきましては、民間事業者のノウハウを生かした効果的なサービス展開が期待される尾山台図書館と鎌田図書館の二館に指定管理者制度を新たに導入いたします。

次に、三ページの7選定方法等に移りまして、こちらは第一回選定委員会を開催し、記載のとおり選定することを決定いたしました。

㉙が選定基準となりますが、特に②、③につきましては、管理運営方針を踏まえた提案事項としておりまして、立地環境を踏まえたサービス展開や地域ボランティアとの連携、利用者サービスや事業者の収益向上につながる取組など、民間事業者ならではの経験や発想を生かした提案をいただくものとしております。

次に、㉚その他になりますが、今回の公募に当たりましては四つの地域ごとに区分し

て実施し、多様なサービス展開や事業者の体制などを考慮しまして、応募は最大二地域までとしております。なお、世田谷地域の二館につきましては、事業連携による相乗効果や効率的な人員配置が期待できることから、同一の事業者を選定することとしております。

最後に、今後のスケジュールとなります。四月中に公募のほうを開始いたしまして、選定作業を行った上で、九月の第三回区議会定例会に選定結果に基づく議案を提出の上、令和九年四月から選定事業者による指定管理運営を開始することとしております。

私からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井純子委員長 ④令和八年度の学級編制について、理事者の説明をお願いします。

○近藤学務課長 それでは、令和八年度の学級編制について御報告をいたします。

初めに、1小学校についてでございます。令和三年に改正されました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる義務標準法において、小学校の学級編制の標準を五年間かけて計画的に四十人から三十五人に引き下げることとされ、令和三年度から順次一学年ずつ三十五人学級へ移行してまいりましたが、令和七年度、第六学年の三十五人学級を実施いたしまして、小学校につきましては昨年度より全学年が三十五人学級となっております。

次に、2の中学校でございます。令和八年三月三十一日に改正義務標準法が成立し、令和八年度から令和十年度までの三年間で、中学校の学級編制の標準を四十人から三十五人に引き下げることとされました。これにより、記載の表のとおり、令和八年度から順次、一学年ずつ三十五人学級へ移行することとなり、今年度、第一学年の三十五人学級への移行を実施させていただいたところでございます。

続いて、3の学級編制の弾力的運用についてでございます。学級編制の弾力的運用に関しては、下の米印で御説明をさせていただいております。学級編制を行う際は、都の学級編制基準により編制することが原則となりますが、個別の学校ごとの事情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、各区市町村教育委員会の判断及び責任で学級を編制することができるとなっております。

令和八年度の学級編制に当たりましては、資料にございますとおり、城山小学校におきまして、この弾力的運用を適用させていただいております。城山小学校については新一年

生の増加が見込まれていたため、一学級増えることを想定し、教室数を含めて準備を進めておりましたが、新四年生についても急遽の転入等が続き、四月一日現在で児童数が七十八人を超え、学級編制の基準では三学級とすべき人数となりました。

しかしながら、特別教室等の普通教室への転用工事が時期的に困難であったため、学級編制の弾力的運用を適用し、令和八年度は新四年生を一学級三十六人とし、二学級のまま運用することといたしました。なお、今回の措置は例外的、かつ一時的な対応であり、第四学年には学年全体を見守る教員を配置するなど学級運営上の配慮を行うことで、教育活動への影響を最小限に抑えてまいります。

続いて、4その他についてでございます。令和八年五月一日現在の児童生徒数及び学級数等につきましては、五月開催の文教常任委員会にて改めて報告をさせていただく予定です。

最後に、参考といたしまして、令和八年度学級編制における教員の欠員状況を表にしております。資料は四月七日現在の数値で、小学校の正規教員に三人の欠員がございましたが、東京都に改めて配置申請を行ったところ、三人分の追加提示をいただけたとの回答がございましたので、欠員については解消する見込みとなっております。

私からの御報告は以上となります。

○**桜井純子委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**おぎのけんじ委員** 城山小で、仮に四学年が三学級になったとしていたら、一番下の小学校の欠員の教員が四人になっていた可能性もあるかなと思うんですけども、弾力的運用に関して、そういった教員の欠員状況の影響が出るし、仮に逆に年度途中で、親の転勤で転校しちゃうという子が出たときに三学級から二学級に減らすみたいなこともあり得ると思うんですけども、それに伴う業務負荷というのはそれほど軽くはないと思いますけれども、そのあたりを世田谷区教育委員会としてどこまで厳格的に運用しようとしているのかというのを教えてほしいんですが。

○**近藤学務課長** 学級編制に関しましては、基準となるのが基本的に四月一日の児童数ということになりますので、年度途中で各クラスに児童数の増減があった場合でも学級編制に変更をかけるという運用についてはいたしておりません。

この弾力的運用に関しましては、あくまでも我々教育委員会といたしましては、やっぱり学級編制の基準等が示している学級編制基準というものを運用していくのが大原則というふうに考えておりますので、あくまでも今回の対応については例外的な措置というふう

に考えております。

○おぎのけんじ委員 分かりました。

それで、この欠員の三人の先生というのは補充できるめどというのは立っているんでしょうか。

○東城教育指導課長 東京都のほうに申請をしまして、じきに配置される見込みでございます。

○桜井純子委員長 ㊦令和八年度川場移動教室の実施及び移動教室等におけるクマ対策について、理事者の説明をお願いします。

○近藤学務課長 それでは、令和八年度川場移動教室の実施及び移動教室等におけるクマ対策について御報告をさせていただきます。

1の主旨でございます。本件は、小学校第五学年で実施している川場移動教室について、区民健康村なかのビレジ改修工事に伴い、令和八年度は例年と日程を一部変更して実施すること及び移動教室等におけるクマ対策基本方針を策定いたしましたので、御報告をさせていただきます。

初めに、2の令和八年度川場移動教室の実施についてです。川場移動教室につきましては、区立小学校第五学年の児童が区民健康村のなかのビレジとふじやまビレジの二施設を使用し、例年五月上旬から十一月上旬まで二泊三日で実施しているところです。このうち、なかのビレジが令和八年八月十七日から令和九年八月中旬まで改修工事に伴い休館となるため、令和八年度につきましては、夏休み明けの後期分について、ふじやまビレジのみを使用しての実施となります。このため、実施期間を例年より一か月程度延長し、十二月上旬まで引き続き二泊三日で実施する計画としております。なお、教育内容や実施体制については従来と同様とし、必要な安全対策を講じた上で実施してまいります。

続いて、3の移動教室等におけるクマ対策基本方針についてです。近年、全国的に野生の熊の出没や被害が増加しており、移動教室等の実施地域周辺においても熊の出没が報告されている状況となっております。

こうした状況を踏まえまして、移動教室等における熊への対応を危機管理上の重要事項として位置づけ、児童生徒の安全確保を最優先とするため、移動教室等におけるクマ対策基本方針を新たに策定いたしました。本方針は、川場移動教室に限らず、第六学年で実施する日光林間学園及び中学校第一学年で実施する河口湖移動教室を含めた共通の基本方針

として運用するものです。

二ページ目を御覧ください。主な内容といたしましては、第一に、熊との遭遇を防ぐための行動として、事前指導の徹底、熊鈴の常時携行、また、音を出しながらの集団行動などを定めさせていただいております。

第二に、熊目撃情報等が入った場合の対応方針についてです。熊目撃の場所や頻度、被害状況等に応じて対応の目安をレベル別に整理したものが四ページにございます。熊目撃情報が入った場合の対応方針とさせていただきます。

四ページを御覧いただければと思うんですけども、発生状況ごとにレベルを設定し、その段階に応じた対応内容をお示しさせていただきます。例えばレベル三—二までのところでは、目撃情報や物的被害があった場合には、段階に応じて班単位での活動プログラムを中止したり、目撃地点や被害地点を避けた迂回コースで実施することといたしております。

レベル四の段階では、複数回、かつ数日連続して目撃情報があった場合や現地で人的被害が発生した場合は屋外での活動は見合わせることにし、さらにレベル五として、万が一、周辺で熊被害による死亡事故が発生した場合には、安全確保を最優先に可能な限り早急に帰校するとともに、以降の実施については一時休止や延期を検討することとしております。なお、これらの基準はあくまで目安であり、実際の判断に当たりましては、現地自治体や施設管理者等と十分に情報共有を行った上で、学務課及び各事業の運営委員長、担当の校長になりますけれども、運営委員長とともに協議をし、現場の状況を踏まえながら、最終的には教育委員会事務局で対応を決定することとしております。

続いて、二ページにお戻りください。3に熊に遭遇したときの基本対応として、走らないこと、背を向けないこと、刺激を与えないことなど、児童生徒に必ず事前指導すべき内容を明確にしております。

最後に、三ページの4に熊目撃情報等があった場合の連絡体制として、こちらに連絡体制の基本的な相関図を掲載しております。各事業ごとに学校、現地施設、自治体等と私ども教育委員会の連絡体制をあらかじめ整理をし、迅速に情報共有や対応方針を判断できる体制を整えてまいります。今後も現地自治体や関係機関と連携し、状況に応じて柔軟、かつ適切な判断を行いながら、児童生徒の安全を最優先に移動教室等を実施してまいります。

私からの御報告は以上となります。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○中山みずほ委員 一律の対応をしないということだったんですけれども、子どもたちは、日光にしても、川場にしてもめっちゃめっちゃ楽しみにしているじゃないですか。そのときに、この一律の四ページの表で、安全が大前提は確かなんですけれども、例えば死亡事故があったとしても、帰りますということではなく、例えば屋内で集団で何かができるとか、それこそ、原発事故後の放射能の問題があったときなんかも教育委員会は様々対応をされていたと思うんですね。

だから、そういう部分、子どもたちのために考える、学校での判断になるのかどうか分からないんですが、一律にしてほしくないなと思うんですけれども、その辺はどのような運用を考えられていますでしょうか。

○近藤学務課長 こちらの基準の策定はいたしましたけれども、これはあくまでも目安ということでありまして、実際の判断におきましては、やはり現地自治体からの情報の提供ですとか、また、川場であれば、宿泊しているふるさと公社等からの情報もございます。

また、やっぱり同行している学校、校長からの情報提供、今、子どもたちがどういう状況であるのか、そういった情報を総合的に勘案させていただきまして、あと、今後のスケジュールなんかもあると思うんですね。何日の時点で、どういうプログラムの時点でこういうことが起きたのか、そういったことを総合的に判断させていただきまして、教育委員会のほうで最終的にどのようにするかというのを判断させていただきますので、このとおりのことが起きたから一律こうしますという確定的なことではない、判断のほうは柔軟にさせていただきたいと思っております。

○中山みずほ委員 その件は分かりました。本当に柔軟にしてほしいと思います。

もう一点ありまして、これは今、日光とか、いわゆる東京都ではないところのお話ですけれども、東京都においても西側、例えば山梨に近い自治体とか、そういったところは日常的にランドセルに鈴をカランカランとつけてバスに乗り込む人や、親がバス停まで迎えに行ったり、熊対策が日常になっているところも都内にはあつたりします。

まず、そのことを遠い話ではないということとともに、恐らく教育委員からも御指摘があつたかと思うんですけれども、なぜ熊が人がいるところに出てくるんだろうねという、いわゆる熊は怖いものです、対策をしましょうだけで終わらせない、まさにそこが生きた教育、社会課題なんかを考えるタイミングだと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○近藤学務課長 川場に限らず、河口湖についても、日光についてもそうなんですけれど

も、こういった移動教室、校外活動については、ただ行ったきりではなくて、その前後にも教育カリキュラムのプログラムを用意しております。

熊に関しては、当然こちらにも書いてあるとおり、熊について注意しなければならない、行動のようなことについては事前に児童生徒たちに指導していかなければいけないというのはあるんですけれども、今、委員がおっしゃられたとおり、どうして熊がここ数年、里山から市街地のほうに出てきてしまったのかというような原因を突き止めるというか、学習していくということは、まさに世田谷区が掲げている探究的な学びにもつながるかというふうに考えておりますので、各事業の校長先生を中心にした運営委員の先生方もいらっしゃいますので、こういった運営委員とも相談しながら、そういった機会につなげていかなければというふうに考えております。

○中山みずほ委員 事前学習にそういう観点もぜひ入れていただきたいと要望します。

○岡本のぶ子委員 別紙のところで生徒に対して必ず事前指導をしてくださいということが書かれておりますけれども、これは文字だけではなくて、そういった危険回避の行動を動画だとか、そういうものでお示しいただくことが有効ではないかと思いますが、そういう御準備はされているのでしょうか。

○近藤学務課長 今、委員御指摘のとおり、文字だけではなかなか分かりづらいところがあるかと思います。今、各自治体、もしくは環境省もいろいろホームページのほうでURLなどを上げて、実際に熊と遭遇したときはこういう行動を取るんだよというような動画などを上げておりますし、また、熊撃退のスプレーみたいなものの使い方も、なかなかふだん使ったことがないものですから、今そういったものも動画で使い方なども掲載されておりますので、そういったものを学校のほうに提供して、教職員はもちろんなんですけれども、児童生徒にも動画を見せての教育というのは、我々としても推奨しているところでございます。

○岡本のぶ子委員 ぜひお願いいたします。

また、一緒に引率される教職員の先生方は非常に緊張感を持って行かれると思うんですね。なので、先生たちも自分の身を守るということ、あと、子どもたちの身を守るということですごく重責を担われるかと思いますので、そこも含めた事前の指導、また、併せて現地に出向かれた際に、二泊三日の中でいろいろなカリキュラムが組み立てられていくんだと思うんですけれども、ただ、やはり現地に行ったときの周辺の森林の様子とか、そういうところに具体的に足を運ぶ。そこまでに至る、バスに乗っていく中で、だんだん山に近いんだ

などか、そういうことが意識されていくと思うので、できれば、学校内での事前指導のみならず、現地に赴いたときには、そのカリキュラムの冒頭にやはり熊対策ということは再度徹底といいますか、指導していただきたいと思うんですが、そのような体制はお考えなのか伺います。

○近藤学務課長 今、委員からもありましたとおり、二泊三日のスケジュールはかなり事前に予定を組んでいるかと思しますので、先ほど申し上げたとおり、各事業、運営委員の校長先生方がいらっしゃいますので、この先生方ともちょっと相談をして、今、委員がおっしゃられたような現場での指導みたいなものが組み込めるかどうか、そこについては相談をさせていただきたいと思えます。

○岡本のぶ子委員 やはり子どもたちは行く前にビデオというか、そういうものを見た感じと、また、現地に行ったらそれで開放感に浸りますので、その注意事項というものがある意味では抜けちゃう可能性もあると思うんですが、バスから降りるところからそういう危険はあるということも分かった上で大いに楽しむ、そして、有意義な二泊三日にさせていただきたいと思えますので、やはり現地でのカリキュラム構成についても、この危険が回避できない間はぜひ進めていただきたいということを重ねて要望させていただきます。

○高橋昭彦委員 この方針というのは世田谷オリジナルなんですか。世田谷的には、熊に対しては誰も経験者がいないというか、素人なわけですよね。移動教室というのはどの自治体もあると思う。移動教室じゃなくても修学旅行とか、やっぱりそういう危険とはどうしても遭遇せざるを得ないような状況になっていると思うんですけれども、基本的に東京都としてみたいな、また、向かう先の自治体としてこうすべきというマニュアルが何かあったりするんだろうなと思うんですけれども、その上でつくられているのか。そして、教員だって熊に対しては全く素人なわけですから、どういうふうにそこのレベルを上げていくのかというのは何か考えているんですか。

○近藤学務課長 こちらの方針につきましては、特に日光ですとかは熊の目撃情報がもともとあったということもございまして、昨年度までも各移動教室ごとに熊出没時の基本的な対応、考え方というのは個別には整理をしておりました。

ですから、これがまずベースになっておりまして、その考え方等も環境省ですとか、あと、熊が出没する自治体などではやっぱりホームページ等で注意喚起をされておりましたので、そういったものを参考にしながら私ども教育委員会のほうで作成をしております。今年度は、いずれの移動教室等でも活用できるようにそれをさらに少しバージョンアップ

をさせていただいたというような内容になっております。基本は、環境省などが作成している資料に基づくんですけども、今回の作成に当たりましては、川場村をはじめ、現地の関係機関ですとか、あと各事業の運営委員の校長先生方の意見なども取り入れまして、教育委員会が主体となって取りまとめたというものでございます。

あと、これをどうやって各学校のほうに浸透させていくかということですが、これも先ほど来申し上げているとおり、各事業には運営委員の先生方がいらっしゃいますので、この先生方が中心になって各学校現場のほうに注意喚起をしていただければというふうに考えております。

○**中央戸三郎委員** 別紙の一番下の㊦万が一、熊に襲われたときは体を丸めて両手で首や頭を守ると書いてあるんですけども、両手で頭も、首も多分守れない。僕は今ちょっとやってみたんですけども、これはさっき岡本委員が言ったように、動画とかがないとどうやって守っていいのか。この紙のとおりやっても、多分、自分でやっても、頭は守っても首は守れないし、頭全体も守れないし、ヘルメットをかぶっているのかどうか。これを見ただけでも状況がちょっと疑問なところがあるので、やっぱり今動画というのは昔と違って比較的簡単にできるし、ぜひそれは進めていただきたいというのを要望しておきます。

○**桜井純子委員長** ㊧民設民営放課後児童クラブの整備・運営事業者の決定について、理事者の説明をお願いします。

○**渡部地域学校連携課長** 私より、民設民営放課後児童クラブの整備・運営事業者の決定について御報告いたします。なお、本件は子ども・若者施策推進特別委員会との併せ報告となります。

資料、1の主旨を御覧ください。区では、新BOP学童クラブの大規模化等の解消に向け、区の補助による民設民営放課後児童クラブの整備を進めているところでございます。このたび、提案型整備及び認可保育所活用型整備の公募を行い、提案型整備として二事業者、認可保育所活用型整備として一事業者の提案がございました。それぞれ選定委員会での審査結果を踏まえ、事業者からの提案を採択し、整備・運営事業者として決定したため、御報告するものでございます。

2提案型施設整備、㊨採択した事業者及び提案施設です。整備・運営事業者は、社会福祉法人正道会です。正道会は、民設民営放課後児童クラブを既に区内で一施設運営して

いる法人となります。提案施設といたしましては、砧南小学校の学区域で複合ビルのテナントを活用し、新たに八十人定員規模の施設を整備し、令和九年四月に開所する予定となっております。

㊦経過につきましては、記載のとおりです。

㊧評価です。①基本方針につきましては、事業者の理念や運営管理体制、質の確保といった点を重視しながら評価、審査を行ってまいりました。詳細につきましては、二ページ、表中の記載内容を御覧ください。

続きまして、二ページ下段の②審査方法です。(ア)から(ウ)のとおり、書類審査、現地調査・ヒアリング審査を実施し、それらの結果を総合的に評価した上で整備・運営事業者として選定いたしました。

続きまして、三ページ、㊦審査結果、①書類審査及び現地調査・ヒアリング審査でございます。民設民営放課後児童クラブの整備・運営事業者の選定に当たりましては、総合評価点数が満点の七割を超えることを基本としており、質の確保や提案の実現性などを総合的に判断してございます。今回の提案に関しましては、総合評価点数が基準となる七割を超えた評価を得ましたので、提案を採択することといたしました。

②総合評価です。現在運営している施設では子ども一人一人が自分たちのペースで過ごしている様子が見られ、落ち着いて遊びに集中できる環境が整えられていることが確認できました。また、間食について、施設内で手作りされたものを自らのタイミングで食べることができるなど、個々の生活リズムや主体性に配慮した運営がなされていることなどから、本提案を採択できるとの評価に至っております。

㊧選定委員会の構成については、記載のとおりでございます。

続きまして、3認可保育所活用型整備、㊦採択した事業者及び提案施設についてです。整備・運営事業者は、公益財団法人東京YMCAです。提案施設は、希望丘小学校の学区域内において、現在、法人が運営している私立認可保育園YMCA保育園ねがいの中で、多目的室を活用して、定員十三名で小学校一年生をお預かりし、令和九年四月に開所する予定となっております。

㊦経過、㊧評価につきましては記載のとおりでございます。

四ページにお進みください。㊦審査結果、①書類審査及び現地調査・ヒアリング審査です。先ほどのとおり、本提案につきましても、総合評価点数が基準となる七割を超えた評価を得ましたので、提案を採択することとしたものです。

②総合評価です。現在運営している施設では、子どもたちが自由に遊びを選択し、活動する様子が見られ、子どもの主体性を尊重した運営がされていることが確認できました。また、保育園から学童期まで切れ目のない支援の実現や、地域との連携や保護者支援に対する視点についても強い意欲と理解があることなどから、本提案を採択できるとの評価に至ったものでございます。

㊦選定委員会の構成につきましては、記載のとおりです。

五ページに提案地の位置、六ページに優先度マップを添付してございますので、後ほど御確認ください。

私からの御説明は以上でございます。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井純子委員長 ㊧学びの多様化学校「北沢学園中学校」等の開設について、理事者の説明をお願いします。

○水谷教育相談課長 それでは、学びの多様化学校「北沢学園中学校」等の開設について御説明申し上げます。

本件は、1の主旨にあるとおり、本年四月一日に学びの多様化学校、北沢学園中学校及びほっとスクール北沢を開設したので、御報告するものでございます。

まず、2の北沢学園中学校についてです。北沢学園中学校は、公立では特別区初となる本校型の学びの多様化学校でございます。㊨開校年月日から㊩対象者については、記載のとおりでございます。

㊪転入学者数を御覧ください。今年度は一年生十名が入学、また、二年生十名、三年生十二名が転入し、合計三十二名で開校いたしました。なお、入学式及び開校式は先週の四月十四日に執り行われました。

続いて、3の「ほっとスクール北沢」についてでございます。こちらは区内四か所目のほっとスクールとして、㊫に記載のとおり、北沢学園中学校の二階の一部に開設いたしました。

㊬開設日時、㊭対象者については記載のとおりです。なお、定員については、㊮に記載のとおり、三十五名程度でございます。

説明は以上でございます。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○中山みずほ委員 今、三十二名が入られたということだったんですけども、実際、応募はどのくらいあったんでしょうか。

○水谷教育相談課長 応募につきましては、一年生が三十四名、二年生が十七名、三年生が十八名、合計六十九名の応募がございました。

○中山みずほ委員 現在、私のところに入れなかった方からの御相談が何件かありまして、そういった方々は期待値が高かったゆえに、こういう学校が世田谷区にできたんだと、中には不登校で本当に悩まれている親御さんなんかはすごく希望だったんですよ。ところが、入れませんでした。

そういう方々、御家庭のケアというか、そういったところは何かされているのか、もしくはこれから考えるのか、また、今後募集があると思いますけれども、どういうところがあるんでしょうか。

○水谷教育相談課長 お申込みいただいた六十九名のうち二年生と三年生については、皆様、体験だとかをしていただいて、その中での辞退だとかそういったものもありまして、二年生が十名、三年生は十二名ということでスタートしました。

ただ、一年生に関しましては申込みが三十四名と多くございましたので、そのうち抽せんをさせていただいて、十五名の方に体験をしていただき、結果的に辞退などがございまして十名の方のスタートとなっております。ですので、抽せんで落ちた方であれば、また九月に、転入についてもこれから募集をいたしますので、そこで申し込んでいただくことも可能だと思っております。

○中山みずほ委員 そうですね、私のところに相談に来たのも一年生だったので、そういうことかなと思いました。そこら辺は衝撃が結構大きい方も中にはいらっしゃるの、ぜひ情報提供とかを進めていただきたいと思います。

あともう一点、私はこの設立をするということの発表があったときからお伺いしているんですけども、不登校のお子さんというのは行ってみないと分からない部分というのが当然あるんですよ。今の現状だと、ほんとスクールに行けるのか。当時であれば学びの多様化学校の分校ねいろとかでも、お試しをすることプラス、入ってみて、やっぱりほんとスクールといったときの行き来が大変難しいと。

今回、同じ設置場所にあることを踏まえると、行き来をすることがいいということではなく、柔軟な対応ができるのか、できないのか。物理的に同じ場所にあるわけですから、

見る可能性もあるわけですね。そうすると、ほっとスクールに入っていた子が北沢学園がいいなと思う場合もあります。逆もしかり、そうなったときの同じ敷地内にあるメリットみたいなものまでは何か考えられているのか、いないのか教えてください。

○水谷教育相談課長 これからの調整にはなろうかと思えますけれども、同じ敷地内、同じ建物内に北沢学園中学校とほっとスクール北沢がございますので、まずは例えば運動会を一緒にやってみたりだとか、そういった交流を試してみたいなと思っております。

あと、日中行き来できるかどうかということについては、今、運営を始めたばかりですので、学校などとも相談しながら進めていきたいと思っております。

○中山みずほ委員 やたら行き来されることは当然運営上問題もありますけれども、本当に不登校に関しては個別事情がありますので、今まではかたくなに、あなたはここに入ったんだからもう行けないという対応だったんですよ、そういうことを教育委員会から言われてしまった子とかも来るので、そうではなく、お子さんとじっくり話し合う、御家族と話し合うような姿勢をぜひ見せていただきたいと要望します。

○宇都宮教育総合センター長 ほっとスクールの職員室と北沢学園の職員室との間にミーティングルームというものをつくってしまっていて、そこでほっとスクールの指導員と北沢学園の教員がコミュニケーションを取れるという場所をつくってあります。そこでそれぞれの学校のお子さんの様子を見ながら、教育活動を一緒にできるかどうかということも含めて、これから調整しながら多様な学びを進めていきたいなというふうに考えています。

○中山みずほ委員 それは初めて聞いたので、やっぱり場というのは大事だと私も思うので、ぜひそのミーティングを活用していただきたいと要望します。ありがとうございます。

○佐藤美樹委員 北沢学園中学校はやはりすごく注目をされていて、この四月には入らなかったんですけども、私のところにもこれから転入を考えている方からも声が寄せられているところなんですけど、次のタイミングが九月で、説明会の開催は予定されていると思うんですけども、例えば説明会以外に学校の様子を見るとか、どういう子たちがいるか見られるとか、そういういわゆる見学的な場というのは可能なんですか。

○水谷教育相談課長 昨年度、オープンするに当たり、たしか八月に見学会みたいなことをやったと認識しております。ですので、これもこれから学校との調整になりますが、今年度も一度学校を見ていただく機会というのは設けたいと思っております。今後、調整させていただきます。

○佐藤美樹委員 やっぱり見学、一回現地に行ってみたい、直接様子を見たいという思いというのはすごくあると思うんですね。いろいろネット上で見られても、やっぱり直接自分の目で、その場に行って雰囲気を知ってみたいと。なので、できれば見学の場を複数回設けていただきたいなというふうに思います。

今の定員、先ほど中山委員からもありましたけれども、十名の定員から、九月編入を受け入れてどのぐらいまでの人数になる予定ですか。

○水谷教育相談課長 各学年六名程度を予定しております。

○高橋昭彦委員 今、宇都宮さんは両方のところで連携を取ってという話を言われていましたけれども、教えてもらいたいの、北沢学園中学校は都の教員が配置されているのではないかなと思っているんですけども、それはどんな体制になっていて、また、ほっとスクール北沢は、ここにはどういう職員が配置されていて、その連携がどんなふうになるのか、ちょっと教えてもらえますか。

○水谷教育相談課長 北沢学園中学校におきましては、校長、副校長一名ずつのほか、教諭が九名、養護教諭が一名、栄養士一名、あと、講師だとかそういった方々が配置されております。

ほっとスクール北沢に関しましては教育相談課所属の会計年度任用職員が配置されているという状況ですが、そのスタッフ同士が情報共有をしていく、そのようなことを考えております。

○高橋昭彦委員 ほっとスクールのほうは区の会計年度職員にお願いすると。それは元教員とか、そういう感じですかね。それで何人体制になっているんですか。

○水谷教育相談課長 過去の経歴までは今記憶していないんですけども、ほかのほっとスクール城山と同じように、八名前後だったと思います。それで八名の職員で運用しております。

○宇都宮教育総合センター長 北沢学園中学校のほうは、今話したとおり、都の教員が入っているのと同時に、区の講師が入っているような状況です。

それでほっとスクールのほうは、チーフになっている人が教育支援嘱託員で、元世田谷区立小学校の校長先生がやられていますので、その小学校の校長先生と中学校の校長先生とが連携を取りながら、教職員を動かしながら、片やほっとスクールは会計年度職員ですけども、そこはリーダーシップを取りながら連携を進めていくということで基本的なお話はさせていただいております。

○上川あや委員 中山委員に対する御答弁の中で一点気になっていたんですけれども、実際に北沢学園のほうに見学とか体験とかをなさった、その結論として、結局どの学年にも辞退が生じた。御辞退はどういった事情によるものなのかの把握があれば、参考までに教えていただければと思います。

○水谷教育相談課長 全てを把握しているわけではありませんけれども、保護者の方が申し込んで実際に体験をしたところ、まだお子様がそこまで回復していなかったとか、そういったことのケースがあったと伺っております。

○上川あや委員 今回、一校目として北沢学園中学校が開校したということは評価できる部分がもちろん大いにあると思っているんですけれども、一方で、台東区とか中央区の六倍近い面積がある世田谷区で、北東の一番端に寄った立地ということで、区内で移動するのでも都心を経由しないと通えないみたいな場所に中学生を通わせるというのは、かなり区内の中でも、潜在的に要望があったとしても通わせ切れないんじゃないかという不安がある、そういった向きもあるのかなということも前々から思っていたんですね。

私が思うのは、本来の要望が生徒さん側とか保護者の側にもありながら、実際それを受け止められない状況が世田谷区教育委員会の側にあるのかどうかということも、辞退される方がいるのであれば把握する一つの素材、情報として大切にしてもらって、改善できるところは改善してもらいたいなみたいなことはちょっと思っているんですね。その辺、お考えがあれば伺えればと思います。

○宇都宮教育総合センター長 まず場所についてですけれども、北沢学園を開校するに当たって、小田急線の東西、それから京王線の東西ということでは通いやすいかなというふうには思っておりますけれども、田園都市線から下とか、玉川地区のほうはなかなか難しい状況にある。自転車で通えるよといっても、三十分、四十分はかかってしまうし、危険性が伴うので、これからはその辺も見据えながら配慮をしていかなければならないなというふうに考えています。

○桜井純子委員長 ㊦区立学校G I G A端末用キーボードケースの対応について、理事者の説明をお願いします。

○宮内教育D X推進担当課長 区立学校G I G A端末用キーボードケースの対応について御報告いたします。

本件により、児童生徒並びに保護者の皆様、学校関係者の皆様に御不便と御心配をおか

けておりますことをおおび申し上げます。

1 主旨でございます。区立小中学校で使用しているベルキン社製のG I G A端末用キーボードケースについて、令和八年三月に発熱・発煙事象が報告されたため、現在、安全確保を最優先に対応しております。本件について、リース会社より調査結果の報告があったことを受け、今後の対応方針について整理したため、本日、御報告いたします。

2、これまでの経緯についてでございます。詳細は三ページの別紙を御参照ください。令和八年三月上旬、区立小中学校で使用しているG I G A端末用キーボードケースにつきまして、発熱、発煙等の事象が数件報告されました。これを受け、三月十三日に学校及び保護者に対し、事象の発生を周知するとともに、安全を最優先として、当面の間、キーボードケースをi P a dに接続しない運用を依頼しております。また、新学期開始に合わせ、四月六日に保護者に対して改めて同内容を周知し、安全最優先の運用を継続するようお願いしております。その後、四月十四日にリース会社より、第三者機関によるキーボードケースに関する調査結果の報告を受領し、本日の御報告に至っております。

3 調査結果でございます。第三者機関による調査の結果、標準品と比較して強度が低い部品が使用されたキーボードケースが一部存在することが判明しました。当該部品の使用台数については、ベルキン社から世田谷区に納入した約五万五千台のうち三万台程度が該当する可能性がある旨の申告を受けております。また、同調査により、当該事象の根本原因が特定されました。ベルキン社から提供される改良品については、当該部品の強度に問題がないことについて、第三者機関による調査結果が示されております。

4 対応内容でございます。㊦全国学力・学習状況調査への対応についてでございます。令和八年四月に実施する中学三年生の全国学力・学習状況調査は、キーボードケースの使用が必要となります。ベルキン社製改良品の安全対策に関する調査結果の確認が全国学力・学習状況調査の準備期間までに間に合わない見込みであったことから安全を最優先し、昨年度まで使用していたロジクール社製の新i P a d対応キーボードケースを用意いたしました。

㊧全台交換についてでございます。区立小中学校で貸与しているキーボードケース全台約五万五千台につきましては、強度が低い部品を使用したキーボードケースを特定することが難しいことから、改良品への全台交換を実施する方向で調整しております。開始時期は令和八年七月中旬以降を想定しており、現在調整中です。費用はリース会社の負担となり、区の追加負担は生じません。

㊟交換までの間の対応についてでございます。当面の間は、これまでと同様に i P a d とキーボードケースを接続しない運用を継続いたします。

㊤周知についてでございます。交換までの間については学校へ周知し、保護者に対しても、すぐるや学校を通して必要な連絡を行ってまいります。

5、今後のスケジュールでございます。令和八年四月の全国学力・学習状況調査については、中学三年生が他社製キーボードケースを使用いたします。その後、令和八年七月中旬以降、改良品への全台交換を開始し、学校運営への影響を最小限に抑えながら順次交換を進めてまいります。

6 その他でございます。四月三十日をめどに提出が予定されている改良品の信頼性検査結果等、より詳細な調査結果を踏まえ、安全対策の有効性について最終的に判断するとともに、品質管理の徹底をリース会社及びベルキン社へ求めてまいります。

報告は以上となります。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○上川あや委員 三ページ目の別紙のところで、事象の発生・把握、その四番目で自宅にて発熱・発煙というのものがあるのが気になります。

学校での教育活動の中で何らかの事故があった場合には、特別区の総合賠償保険でカバーされるということはそうだろうと理解をしているんですけども、G I G A 端末にかけている保険で、標準的に全生徒に配りながら、自宅で発煙とか火災とか何らかの事故があったときにどこまでカバーされるのかというところはどうなんでしょうか。

○宮内教育DX推進担当課長 自宅等で被害に遭われた場合は、i P a d 自体の補償というよりは、必要に応じて事業者側のPL法等の対応も含め、整理してまいりたいと考えております。

○上川あや委員 私も保険について特別知識が深いわけではないので、よく分からないんですけども、事前にインターネットでいろいろ探した中では、G I G A 端末、教育用端末の専用保険の中で、自宅での事故や火災に対しても補償するような保険があるように読めるなと思っていたんですね。一方で、各御自宅でかけている火災保険等では、学校から貸与されているものは受託品になってしまって、家財に当たらないので、カバーされない保険に各戸入っていたりする場合もあると。

そうなったときに、学校が標準的にどの生徒にも貸与されているものを自宅に持って帰って、それがもとで火災になったときに、どこからもカバーされないみたいなことが起

きてしまわないかということが安全の担保策の穴として残らないかということが気になるんですね。ぜひその辺は情報を調べて整理をしていただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

○**宮内教育DX推進担当課長** 委員の御意見ありがとうございます。確認をさせていただきます。区としては安全最優先で、でき得る対応を検討してまいりたいと思います。

○**上川あや委員** 何度も申し上げて恐縮ですけれども、標準的に貸与している以上、皆さん、御自宅に持ち帰って、それを使うこともあると思うんですよね。バッテリーの充電とかも当然されるでしょうし、そういったときにカバーされないという部分があるというのは、やはりそれがカバーできる保険が一方であるのだとしたら、対応できないまま放置するのは問題だと思いますので、十分な対応をお願いいたします。

○**宇都宮教育総合センター長** ただいま御指摘いただいた点について詳細を調べて、対応策についてどうしていくかということを考えていきたいと思っています。子どもたちは全員持って帰って充電するということが前提になっているので、御指摘いただいた点については重要な点だと考えております。

○**桜井純子委員長** 検討とともに、報告もお願いします。

○**佐藤美樹委員** 私も別紙に書いてあることが気になりまして、この発熱、発煙について調査等々が終わって、対応としては全台交換で、かつ七月中旬以降で交換をしていくということが今回の報告ですけれども、そうすると、別紙のところに、今年度に入って保護者に対して、改めて当面の間キーボードを接続しないよという通知を出されているというふうに書いてありますが、一学期丸々だと思ってしまうので、キーボードを接続しないと、その間こういうタイプしたい場合の使い方については、どういうふうにごこのところを補填していくのかということと、今日この報告を受けて、恐らく保護者にも今後の対応について報告されると思うんですけれども、そうすると、いつまでキーボードを使わないでというふうなアナウンスになるのか、この二つを教えてくださいたいと思います。

○**宮内教育DX推進担当課長** まずキーボードについてなんですけれども、当面の間は、iPad本体のソフトウェアキーボード、画面に表示されるキーボードを御使用いただくこととなります。御不便をおかけして申し訳ございません。

あと、いつまでこの運用かというところなんですけれども、今のところ七月中旬をめどに全台交換、順次開始する予定とはなっておりますが、区としては、学校の負担を最小限に抑えつつ、なるべく早く通常運用に戻せるように調整をしてまいりたいと考えております。

す。

○佐藤美樹委員 そうすると、交換は全台するけれども、今のままのキーボードで、一応、接続して使うことも一学期中に再開もできるということですか。

○宮内教育DX推進担当課長 申し訳ございません。安全を最優先の運用になりますので、交換が完了するまでの間はキーボードケースとiPadは接続しない運用となります。

○佐藤美樹委員 やっぱり大人でも画面上でのタイピングというのはなかなかやりにくいですし、低学年とかになればなるほど恐らくすごく使いにくい。あるいは、今までと違うというところになってくるのかなと思うので、一学期丸々それでいくということであれば、その辺のフォローというのも各現場に入れていただきたいと思いますが、その辺は予定はありますか。

○宮内教育DX推進担当課長 現時点では、ソフトウェアキーボード、画面のキーボードとの併用と、あとはiPadだけではなく紙教材との併用ということで、学習への影響は最小限に抑えるような運用を行ってまいります。

○桜井純子委員長 ㊦令和八年度学力調査の実施について、理事者の説明をお願いします。

○柄澤事業推進担当課長 令和八年度に区立小中学校で実施する学力調査について御報告いたします。

2実施する学力調査と実施内容についてを御覧ください。令和八年度に実施する学力調査は二種類ございます。一つ目は、㊦、文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査でございます。①対象は、小学校六年生の児童及び中学校三年生の生徒です。②調査内容は、小学校は国語、算数、質問調査、中学校は、国語、数学、英語、質問調査です。英語は三年に一度程度実施であり、今年度実施されます。③実施日時は、ア、教科に関する調査は、小中学校ともに国語、算数、数学は四月二十三日木曜日に、中学校英語は四月二十日月曜日から五月二十九日金曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて、文部科学省が指定する日に実施されます。英語の実施期間が長いのは、オンライン方式で読むこと、書くこと、聞くこと、話すことが三回に分けて実施されるためです。

イ、小学校の児童質問調査は四月二十四日金曜日から五月八日金曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて、文部科学省が指定する日に実施します。中学校の生徒質問調査は、

オンライン方式で行われる英語、聞くことの調査実施日と同じ日に実施します。ウ、学校質問調査は、四月一日水曜日から四月十七日金曜日までにオンライン方式にて実施済みです。④実施結果につきましては、七月末頃に結果、速報が出され、順次、分析結果等が文部科学省より報告されます。

二つ目は、㉞、区で独自に実施する学習習得確認調査でございます。①対象は、中学校三年生の生徒です。②調査内容は、国語、社会、数学、理科、英語の五教科です。③実施日時は、第一回は九月一日火曜日から九月十一日金曜日までの間、第二回は十月十三日火曜日から十月二十三日金曜日までの間で、学校が選択して実施します。④実施結果については、各学校に第一回は九月末、第二回は十一月中旬までに学年・学級・個人分析紙で報告されます。

3、今後のスケジュールを御覧ください。令和八年九月に文教常任委員会で全国学力・学習状況調査結果の速報を、十二月の文教常任委員会で結果分析を報告いたします。

報告は以上でございます。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対して何か御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井純子委員長 ㉟（仮称）世田谷区立認定こども園給田幼稚園（ほっとスクール及び障害児通所施設との複合化）改築整備方針（案）について、理事者の説明をお願いします。

○米倉乳幼児教育・保育支援課長 私からは、（仮称）世田谷区立認定こども園給田幼稚園（ほっとスクール及び障害児通所施設との複合化）改築整備方針（案）について御説明いたします。

なお、本件につきましては、保健福祉常任委員会との併せ報告となります。

1 主旨でございます。給田幼稚園については、令和七年十二月にまとめました給田幼稚園の認定こども園化及び施設の改築に基づき、幼稚園型認定こども園としての運営及び改築に向けた検討を進めてきたところでございます。このたび、世田谷区公共施設等総合管理計画一部改訂の考え方を踏まえまして、改築整備方針案を取りまとめたので、報告するものでございます。

続いて、2 整備方針の概要でございます。㊦基本的な考え方、①整備手法です。給田幼稚園につきましては、改修の可能性を検討した結果、認定こども園化に伴う調理室の整

備及び医療的ケア児等受入れに伴うエレベーターの設置、バリアフリー化等が困難なため、全面改築といたします。

②、給田幼稚園をこども園として整備いたします。区立幼稚園集約化等計画の一部見直しに基づく考え方及び烏山地域における幼児教育施設の状況等を考慮し、給田幼稚園を幼稚園型認定こども園として整備いたします。

③ほっとスクールの設置。烏山地域にほっとスクールを整備することで地域偏在の解消を図るとともに、子どもたちの交流による相乗効果や、こども園の施設を活用した活動の充実等も考慮し、ほっとスクールを幼稚園型認定こども園との複合化により整備いたします。

③障害児通所施設の設置。烏山地域における需要に応えるために、主に医療的ケア児が利用する障害児通所施設（重症心身障害児事業を含む）を整備するとともに、施設整備に係る財政的負担軽減を図ります。

続いて、㊦敷地・施設の概要でございます。①敷地概要につきましては、記載のとおりです。

それでは、二ページへお進みください。②施設概要について、構造・階数については、今後の状況を踏まえて検討をいたします。延べ床面積は三施設の合計で約千八百平米、各施設の内訳ですが、こども園は約千平米、ほっとスクールは約五百七十平米、障害児通所施設は約二百三十平米です。

②認定こども園の整備につきましては、幼稚園設置基準に基づき、四百平米以上の園庭と食材搬入用の駐車場や職員・保護者用の駐輪場を整備する予定です。なお、調理室については、ほっとスクールへの昼食の提供を考慮して整備いたします。定員は三から五歳の各クラス三十人で、合計九十人程度を想定しております。

④ほっとスクールにつきましては、施設に必要な面積に加え、児童生徒用の駐輪場を整備いたします。定員は三十五名程度を想定しております。

⑤障害児通所施設につきましては、主に医療的ケア児が利用する障害児通所支援事業を実施するために必要な面積に加え、送迎用の駐車場を二台分確保いたします。また、施設対象部分をスケルトン状態で事業者へ貸し付けた上で、事業者が都補助金を活用しながら開設に必要な整備を実施し、運営を行います。主たる対象としましては、医療的ケアを必要とする重症心身障害児及び障害児で、定員は、児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型で十五名程度です。

㊦立地環境への配慮ですが、子どもたちが心地よく安全に利用できるとともに、近隣住民への配慮など、周辺環境との調和を踏まえた建物の配置や設計上の工夫を行ってまいります。

3の概算経費についてです。概算事業費は約十七・五億円、施設維持管理費は年間で一千百四十五万円です。

それでは、三ページへお進みください。今後のスケジュールです。4今後のスケジュールは、五月頃からプロポーザルの手続を開始しまして、令和九年四月に基本構想を策定する予定です。令和九年度には基本設計や解体設計と併せて八幡山幼稚園の今後の方針も検討してまいります。令和十年度には実施設計と解体工事を行い、給田幼稚園の機能は八幡山幼稚園へ一時移転いたします。令和十一、十二年度に改築工事を行い、令和十三年度以降に運営開始を予定しております。

スケジュールのイメージは下記のとおりです。

なお、給田幼稚園機能の一時移転期間につきまして、通園距離が遠くなる保護者への対応については引き続き検討を行ってまいります。

以降、参考としまして、施設の位置図や現況図を載せております。

私からの説明は以上です。

○**桜井純子委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**佐藤美樹委員** 認定こども園の二ページのことでちょっとお伺いしたいんですけれども、三から五歳のクラスで九十名程度ということですが、これは保育時間についてはどのようなか決まっていたら教えてください。

○**米倉乳幼児教育・保育支援課長** 保育時間については、まず教育時間が午前九時から午後二時まで、その前後で七時十五分からの保育時間と、あとは教育時間終了後の十六時三十分までを保育時間として考えておりまして、その後、十八時三十分までを保育時間、あとは延長保育がその後続くものと想定しております。

○**佐藤美樹委員** それは三から五歳児全てのクラスに対してということですか。

○**米倉乳幼児教育・保育支援課長** 保育枠のお子さんについては、三から五歳同じでございます。

○**岡本のぶ子委員** 今の御説明の最後のほうで、今後のスケジュールの御説明をいただく中で、給田幼稚園と、八幡山幼稚園に一時移転をされた場合に一時移転による距離が長いので、その移動に関しては今後引き続き検討をいたしますという御説明だったと思います

が、どのようなお考えを持っていらっしゃるのか伺えますか。

○米倉乳幼児教育・保育支援課長 給田幼稚園と八幡山幼稚園の距離が遠くて、また、幹線道路など大きな道路も間にあることから、通園の安全を考慮しまして、今現在は通園バスのほうを検討しているところでございます。

○岡本のぶ子委員 分かりました。

あと今後、八幡山幼稚園がどのような方向になるのかによっては、給田幼稚園、認定こども園のほうに通われるお子さんがこの地域の中では、要は給田幼稚園が主になっていく可能性もあるとなると、その通園バスというものは、今後、一時的な移転のみならず、この地域周辺全体の移動手段ということもちゃんと視野に入れられていくというお考えなのか伺います。

○米倉乳幼児教育・保育支援課長 八幡山幼稚園の今後の運営につきましては、令和十年年度の新入園児募集時期までに検討するということとしておりますので、そうしたことも踏まえまして総合的に判断したいと考えております。

○中山みずほ委員 二ページの認定こども園の三歳から五歳のクラスの人数が書かれている、これは当然、一号認定、二号認定が混在することになるわけですがけれども、今心配されている方の声としては、幼稚園が何人、いわゆる一号、二号の区分けというのが幼稚園枠が減ってしまうのではないかと御心配の声が届いていますが、この辺は応募に応じて柔軟にやるものなのか、ある程度枠を決めるものなのか、どちらが先なのでしょう。

○米倉乳幼児教育・保育支援課長 保育枠と幼稚園枠のそれぞれの定員につきましては、まず、保育の需要がどれぐらいあるかといったところも関係所管と調整しながら設定してまいりたいと考えておりますので、今後の検討課題として受け止めます。

○中山みずほ委員 承知しました。やはり地元のニーズに応じてやっていただきたいというのを要望したいと思います。

あと、幼稚園の中でも預かりというのは、これまで給田幼稚園でやっていたか。

○米倉乳幼児教育・保育支援課長 預かり保育は全区立幼稚園でやっております、ただ、時間については教育時間終了後から十六時三十分までとなっております。集約化をしたり、また、こども園化をすることによって、その預かり時間の拡充のところは、今後、進めてまいりたいと考えております。

○中山みずほ委員 そうしますと、保育の場合は、当然ですけれども、行政側が認定をする、いわゆる認可に入れる、入れないを判断するわけですがけれども、幼稚園枠の中で預か

りというのもやはり週一回だけとか、ニーズはすごくあると思うので、その辺は今までどおりあるという考え方でよろしいですか。

○米倉乳幼児教育・保育支援課長 幼稚園枠についても当然預かりの時間はありますし、ただ、定員についてはどれぐらいの範囲を預かれるかというところは今後の検討として受け止めております。

○中山みずほ委員 もう一点だけ、医療的ケア児等も幼稚園のほうで受け入れるということなんですが、これは保育園で受け入れるという考え方、いわゆるこども園としてだから、一号認定、二号認定どちらもあり得るということによろしいんですか。

○米倉乳幼児教育・保育支援課長 それは保育側で医療的ケアを預かる枠もありますし、あとは幼稚園でもありますので、両方で可能性はあるというところがございます。

○中山みずほ委員 何度もすみません。あと、障害のいわゆる施設のほうも、いわゆる放課後デイ、もしくは児童発達支援施設的なものもあるということなんですけれども、これは重心だけではなく、いわゆる発達特性とか、そういう機能も両方持っていると考えてよろしいですか。

○米倉乳幼児教育・保育支援課長 今、対象としているのが医療的ケアを必要とする重症心身障害児及び障害児としておりますが、児童発達支援と放課後等デイサービスとの多機能型というところなので、そうした層も含まれるものと思われま。今後、障害の担当のほうでその辺は検討するものと思われま。

○中山みずほ委員 これは障害福祉のほうだと分かって聞いているんですけども、なぜならば、今、区立幼稚園に通われている方の中にはやはり児童発達支援施設に行かれています方もいると、同じ敷地内にあるということなので、その辺を幼稚園側としても柔軟に受け入れ、考えていただきたいということで伺いました。

○佐藤美樹委員 今の関連で、先ほどの㊦の認定こども園の定員のところとか、保育枠、保育ニーズのところなんですけれども、これは同じタイミングで、このエリアで給田保育園と西之谷と烏山北保育園の統合と再整備というのも起こってくるので、今、区内の待機児傾向があるのはゼロ、二のところなんですけれども、やはり三から五のところも保育枠というのが、一つ、西之谷と烏山北が統合になっていく、同じタイミングでなっていくので、ここの部分の受皿が減っていくところ等を加味して考えていく必要があると思うんですけども、こちらの所管と保育課との協議とか、保育ニーズについての情報共有とか、そういったことは持たれるんですか。

○米倉乳幼児教育・保育支援課長 定員設定に関しましては、今後、保育課とも調整していく予定ですので、その辺は大丈夫でございます。

○佐藤美樹委員 定員設定はどのぐらいの頻度でそういう協議というか、会議体みたいなものがあるのかとかも聞きたいんですけども、定期的に行われているとか、その辺はどうなんですか。

○米倉乳幼児教育・保育支援課長 これは定期的というよりも、この施設を整備するタイミングで行うようなイメージです。

ただ、今のところ給田は連携園というのを持たない想定なので、また定員調整については保育課とも今後の調整が必要になってくるものと考えております。

○佐藤美樹委員 やっぱり地域の声として、保育ニーズに対する受皿が減ってしまうんじゃないかという声もあるので、保育課と教育所管と面で捉えて、ここの部分の子どもの未就学児の受皿ということを精緻に考えていっていただきたいというふうに意見を申し上げます。

○桜井純子委員長 次に、㉔その他ですが、ほかに報告事項はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井純子委員長 なければ、以上で報告事項を終わります。

○桜井純子委員長 次に、2 資料配付ですが、レジュメに記載のとおりとなりますので、後ほど御覧ください。

○桜井純子委員長 次に、3 協議事項に入ります。

㉕次回委員会の開催についてですが、現時点では、第一回臨時会に当委員会の案件は予定されておりませんので、年間予定である五月二十六日火曜日午前十時から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井純子委員長 それでは、次回委員会は五月二十六日火曜日午前十時から開催することと決定いたします。

以上で協議事項を終わります。

○桜井純子委員長 そのほか、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井純子委員長 特にありませんので、以上で本日の文教常任委員会を散会いたします。

午前十一時二十五分散会
